

## 佐賀県規則第17号

佐賀県食肉衛生検査所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県食肉衛生検査所管理規則（昭和56年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) と畜場内又はと畜場に併設する食肉処理業に係る施設内において生産され、製造され、又は加工される畜産物に係る農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この項において「輸出促進法」という。）第15条第2項の規定による輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号の衛生証明書に限る。）の発行及び輸出促進法<u>第38条第5項</u>の規定による当該輸出証明書の発行の取消しに関すること。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) と畜場内等における輸出促進法<u>第38条第2項</u>の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(17) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) と畜場内又はと畜場に併設する食肉処理業に係る施設内において生産され、製造され、又は加工される畜産物に係る農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この項において「輸出促進法」という。）第15条第2項の規定による輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号の衛生証明書に限る。）の発行及び輸出促進法<u>第53条第5項</u>の規定による当該輸出証明書の発行の取消しに関すること。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) と畜場内等における輸出促進法<u>第53条第2項</u>の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(17) 略</p> <p>2 略</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。